

# 社会福祉法人日本児童育成園 役員等の報酬及び費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本児童育成園（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員をいう。

## (理事会、監事監査及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等の報酬の額は次のとおりとする。

(1) 理事会	1日	10,000円
(2) 監事監査	1日	10,000円
(3) 評議員会	1日	3,000円

2 役員等が理事会若しくは評議員会に出席、又は監査を行った場合は、職員旅費支給規程に基づき交通費を費用弁償として支給する。ただし、2キロメートル未満の距離の場合は支給しない。

3 理事長への理事会及び評議員会の出席報酬等は支給しない。

## (役員等の執務報酬)

第4条 役員等が理事会、監事監査及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合の報酬の額は次のとおりとする。

(1) 理事長	1月	100,000円
(2) 理事・監事	1日	10,000円
(3) 評議員	1日	3,000円
(4) 評議員選任・解任委員	1日	10,000円
(5) 第三者委員	1日	3,000円

2 役員等が、法人のために役務を提供し、又は研修若しくは会議に出席したときは、職員旅費支給規程に基づき交通費を費用弁償として支給する。ただし、2キロメートル未満の距離の場合は支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬及び費用弁償の額は、すべて通貨で直接本人に、その全額を支払う。ただし、税金等法令で定められたものは控除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号の理事長への執務報酬は、毎月末日締め25日払いとする。

(重複支給の禁止)

第6条 役員等で法人職員である者（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、第3条から前条までに規定する報酬及び費用弁償は支給しない。ただし、役員等兼務職員の勤務を要しない日に役員等兼務職員が理事会に出席し、又は研修若しくは会議に出席した場合は、この限りでない。

附則

本規程は、平成 17年 5月 20日から施行する。

本規程は、平成 24年 1月 1日から施行する。

本規程は、平成 29年 6月 12日から施行する。